

○厚生労働省告示第六十一号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十八条第一項及び第三項の規定に基づき、保育分野に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次の表のように改正し、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和元年七月十二日

厚生労働大臣 根本 匠

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第2 経営力向上の実施方法に関する事項 1 支援対象 保育分野における経営力向上のための支援対象は、保育事業において、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の	第2 経営力向上の実施方法に関する事項 1 支援対象 保育分野における経営力向上のための支援対象は、保育事業において、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の

活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、中小企業等が事業承継等（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第12項第9号に掲げるものを除く。）により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を継承するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

2 経営力向上に係る指標

保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、必要な職員配置を行うことを通じて、一定以上の質の確保が求められる。併せて、公定価格により収入の大宗が決められていることから、保育分野においては、一概に中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成17年総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第2号）第5の2の二のイ及びロの(2)に掲げる労働生産性の向上という指標を用いて経営力の向上の度合いを測ることは適切ではない。

このため、保育事業分野における経営力向上の度合いを測定するための指標としては、職員の勤続年数、離職率その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

第3 経営力向上に関する事項

1 (略)

2 経営力向上計画の認定

経営力向上計画（中小企業等経営強化法第19条第1項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）について認定を受けようとする事業者にあつては、その経営規模に応じて取り組むことのできる事項に差があると考えられることから、事

活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、中小企業等が事業承継等（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第10項第9号に掲げるものを除く。）により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を継承するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

2 経営力向上に係る指標

保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、必要な職員配置を行うことを通じて、一定以上の質の確保が求められる。併せて、公定価格により収入の大宗が決められていることから、保育分野においては、一概に中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成17年総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第2号）第4の2の二のイ及びロの(2)に掲げる労働生産性の向上という指標を用いて経営力の向上の度合いを測ることは適切ではない。

このため、保育事業分野における経営力向上の度合いを測定するための指標としては、職員の勤続年数、離職率その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

第3 経営力向上に関する事項

1 (略)

2 経営力向上計画の認定

経営力向上計画（中小企業等経営強化法第13条第1項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）について認定を受けようとする事業者にあつては、その経営規模に応じて取り組むことのできる事項に差があると考えられることから、事

業者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる事項の数以上の第3の1の一の①(一)から③(三)までに掲げる事項に取り組むこととする。

①～③ (略)

業者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる事項の数以上の第3の1の一の①(一)から③(三)までに掲げる事項に取り組むこととする。

①～③ (略)